

# 山口県報

平成24年  
3月31日  
(土曜日)

## 目次

規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

## 山口県規則第三十一号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中、「条例附則第九条の三第一項」を削り、同条第八号中、「条例」を「又は条例」に改め、「又は条例附則第九条の三第二項」を削り、同条第十号中、「条例」を「又は条例」に改め、「又は条例附則第九条の三第三項」を削る。

第二十六条中、「若しくは第三項」を削る。

第二十七条中、「又は第四項」及び「(条例附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)」を削る。

別記第六十五号様式(その三)を削り、同様式(その四)を同様式(その三)とする。

別記第六十六号様式(その五)及び別記第六十七号様式(その四)を削る。

別記第六十八号様式中「第 条 第 項 の 第 項」を「第73条の24第 項 第73条の27の2第1項 附則第12条の4第1項」に改める。

別記第六十九号様式中「附則第 条 第 項」を「附則第9条第3項」に改める。

別記第七十九号様式中

「条例附則第9条の1の4 第1項又は第2項適用」
1 有(30万円控除)
2 有(15万円控除)
3 無

を

「条例附則第9条の1の4 各項の適用の有無」
1 有(15万円控除)
2 有(30万円控除)
3 有(15万円控除)
4 有(万円控除)
5 無

に改め、同様式の注2及

び3中「附則第9条の4の4第1項又は第2項適用」を「附則第9条の4の4各項の適用の適用」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による不動産取得税減額申請書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分限り、これに所要の調整をして使用することができる。

平成二十四年三月三十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県知事  
庁